

中国の経済体制改革と反腐敗

—特に国有企業改革を中心とした両者の関係性の考察—

経済産業研究所上席研究員

田村 晓彦

本論考においては、第十八回党大会以降、習近平氏を総書記とする中国共産党

が積極的に進めてきている反腐敗キャンペーンの真の目的は、経済体制改革を完遂して「中所得国の罷」への陷入を回避し、「二つの百年」という目標を達成するためには必要な「統治システムの変革」を実現しようとするところにある、といふ管見を展開する。特に二〇一五年は、国有企业に対する反腐敗活動と、経済体制改革の最重要課題である国有企业改革が、共にこれまでになく積極的に推進さ

れる一年となる。

一、反腐敗の現状

—特に国有企業との関係

「腐敗」の定義は、辞書には「墮落すること」(『大辞林』)としか書かれていないが、本稿の文脈では、「政治的特権を乱用して不当な経済的利得を得ること」と言うことが出来る。すなわち政府高官の腐敗行為の目的は経済的利得を得るところにあるわけで、腐敗を根絶するには政治的特権と経済的利得の関係性を断ち

profile

たむら・あきひこ
1989年通産省入省。日米、WTO、日中韓、日ASEAN、APEC等各種通商交渉に長年従事。2011年~2014年日本経済協会北京事務所長。2014年7月より経済産業研究所上席研究員(兼) 経済産業省通商政策局国際規制制度交渉官。東京大学法学部卒業、ハーバード大学ロースクール修士課程修了(L.L.M.)、ジョージワシントン大学ロースクール博士課程修了(S.J.D.)。



切ればよい。

以上は一般論であるが、中国の腐敗及び反腐敗キャンペーンを見る場合には、当然、中国の特殊な事情も考慮する必要がある。それは、経済への政府介入を前提とする社会主義体制であつた中国が、「社会主義市場経済」という概念を採用、経済運営に市場原理を導入し持続的な経済発展に向け努力しているという事情である。筆者は、以前このような中国の経済体制改革の特殊事情に着目し、反腐敗との関係について、「経済体制改革は、元々社会主義市場経済を実現するために経済に対する政府の管理領域を減らし市場の資源配分機能を発揮させる領域を増やしていくものだが、政府高官の腐敗はこの市場化改革が中途半端にしか進んでいないところから生じた現象という側面がある」と解説した。^① 同趣旨の内容を、改革派経済学者の最高権威である吳敬璉氏が、より洗練された形で述べているので以下に紹介する。

吳敬璉氏は、現在の腐敗の現象は、經濟的側面から見ると次の三つの現象があると述べている。第一は、行政が権力を悪用して市場活動に介入することでレン

トシーキングを行うこと、第二は、移行期における財産関係の調整と変化を利用して関係者が公共資産を自らのものとすること、第三は、一部の人が市場体制の不完全性と未整備を利用して暴利を自らの手に入れること——である。これらはいずれも、計画経済から市場経済への移行という特殊な局面において、権力の制约の整備が不十分であったために、権力を有する者がそれを私利私欲のために利用し暴利を貪った現象、と言える。なお、吳敬璉氏は、「腐敗の問題は深刻な社会的経済的問題が根源にある以上、教育や取り締まりという『対症療法』に終始するのではなく、腐敗蔓延の勢いは抑制出来ない」とも述べている。

以上のように、中国における腐敗は、社会主義体制から市場経済への移行に伴う現象である以上、経済体制の移行という国家的大事業の「徒花」に過ぎない。反腐敗キャンペーンは、習近平氏の権力基盤強化に大いに資するものであることは確かであるが、指導部にとつてはむしろ経済体制改革、更に言えばそれを完遂するための「統治システムの変革」の手段であると見るべきである。

実際、中国共産党が政権を維持するに当たっての生命線は経済運営の正否であり、最大の関心事が「社会主義市場経済」の完成であることは疑う余地がない。一九七〇年代末から一貫して中国経済の改革開放路線が推進されでは来たが、昨今では二〇〇八年のリーマンショック及びその後の中国政府による四兆元の財政出動などの糾余曲折を経て今日に至る。中国経済の今後の持続的発展のために経済発展パターンの転換が避けて通れない課題であることは、すでにリーマンショック後、胡錦濤政権時代から叫ばれてきており、国家的コンセンサスである。

経済の「量的拡大」とともに、「質の向上」を実現すべく、「経済発展パターンの転換」が第十二次五ヵ年計画（二〇一〇～二〇一五年）において、最重要課題と位置づけられている。

二〇一二年十一月十五日に終了した第十八回中国共産党大会では、必ずしも経済アジェンダが大きく取り上げられず、むしろ「中華民族の偉大なる復興」というスローガンや反腐敗にかける習近平の意気込みが注目されたが、筆者はこれを

中国の経済体制改革と反腐敗—特に国有企業改革を中心とした両者の関係性の考察—

特集『中国における「反腐敗」の政治経済学

的エンジンを得て新しいフェーズに入つた」と解説した。それを裏付けるように、その後二〇一三年十一月の第十八期三中全会で採択された決定（「中共中央關於全面深化改革若干重大問題的決定」）では最も中心となる概念である「市場化」が次のような記載として据えられた。

「三中全会はこのたび経済体制改革を深化することを通じて、政府と市場の関係を巧みに処理し、市場に資源配分における決定的作用を果たさせることを選択した」。このように、経済構造改革路線は堅持・強化されていることが伺われ、このことと反腐敗キャンペーンが同時進行している姿を捉えて、筆者は、中央政府の目指す方向性は「反腐を使つて国進民退を打破する」ことであると解説した⁽³⁾。

すなわち、中国指導部の目下の最大の関心事は、経済体制改革を完遂して（これに伴い発生する新たな経済成長形態を習近平政権は「新常态」と呼んでいる）、「中所得国の罠」への陥入を回避し、「二つの百年」という目標（共産党創立百周年（二〇二〇年）に小康社会を全面的に実現し、建国百周年（二〇四九年）に富強な民主文明と調和のとれた社会主義現

代国家を実現するという目標）を実現することである。

経済体制改革のメニューは多岐にわたるが、「社会主义市場経済」への移行にとって最も重要な課題は、国有企业改革である。いわゆる「国進民退」という中國経済における国有企业が圧倒的に支配的である現状を打破し、全要素生産性の向上を実現しない限り、中国の将来はない。中国指導部は胡錦濤政権時代からこのことについて正確に理解していたが、政治的に実行に移すことができなかつた。

反腐敗キャンペーンを、国有企业改革という角度から見ると、改革の障害は、社会主義市場経済への移行の中途半端な状況の中で恩恵を受けていた者たちの抵抗である。これは政治的抵抗である以上、国有企业改革を推進する措置も経済政策ではなく政治的対応にならざるをえない。それに該当するのが、現在習近平が積極的に推進する反腐敗キャンペーンなのである。

十八大以来、「虎も蝶も叩く」との習近平の号令の下、苛烈な反腐敗キャンペーンが進められてきたが、周永康（前政治局常務委員。昨年十二月党籍剥奪・逮捕決定）や徐才厚（前中央軍事委員会副主席。昨年六月党籍剥奪。本年三月十五日病死）、令計画（前党中央統一戦線部長。昨年十二月重大な規律違反で調査開始）等の立件・処分でクライマックスを迎えた後、特に本年に入つてからの重点対象は国有企业幹部にシフトしてきていることはほぼ間違いない。

実際、本年一月十二～十四日に開催された中央紀律検査委員会第五次全体会議における習近平の講話の中では、三中全会決定や四中全会決定に言及した後、今後の四つの重点項目の一つに、国有企业に対する管理を挙げている⁽⁴⁾。これを受けて、国有资产監督管理委員会は、一月十九日に、中央企業の反腐敗工作に関する会議を開催し、上記の第五次全体会議における習近平講話を含む「五次全会精神」を同委員会及び国有企业は実行に移すべきことを確認した⁽⁵⁾。

なお、中央紀律検査委員会は二月十一日に中央巡視工作動員部署会議を開催し、国有企业反腐敗問題が本年の重点項目であることを確認した。そして上記の第五次全会決定を実行に移すべく本年中に全ての主要国有企业及び金融機関を「巡視」

の対象とすること、第一巡の巡視対象として中国核工業集團、中国天然氣集團、國家電網、宝鋼集團等二十六企業を対象とする決議⁽⁶⁾を決定し、現在実施中である。

五月十八日付の『中國紀檢監察報』
（中央紀律検査委員会傘下の新聞）の記

金融四名（三・五%）、メディア・冶金・出版・タバコ酒等その他四十三名（三七・三%）である。またエネルギー分野二十四名のうち、八名が電力、七名が石油天然ガス、七名が石炭、二名がその他であつ

職責別で言えば、董事長・総經理クラスが六十五名（五六・五%）、副董事長・副總經理が三十九名（三三・九%）、總務者等、監査官等、運行監査官等、支店幹部等が二十六名（二六・一%）である。

ける習近平講話で言及された「権力や資金や資源が集中する部門やポストに対する監督管理を強化すべし」という指示であると見られる。国有企业改革と反腐敗は小組も異なり、個別の事案について密接な連携がされているとは思われないが、腐敗の温床が国有企业改革に対する抵抗の温床でもある以上、反腐敗キャンペーンと国有企业改革の動きが収斂していくのは自然であろう。

わゆる「落馬」した。蔣潔敏（国有企业管理委员会主任）、王帥廷（华润集团有限公司副董事长）、宋林（华润集团有限公司董事长、党委书记）、孫兆学（中国铝业公司董事、总经理）、徐建一（中国第一汽车集团公司董事长）、廖永遠（中国石油天然气集团公司总经理）、王天普（中国石油化工集团公司总经理）。

同記事は更に、腐敗調査対象となつた百十五名の国有企业幹部の所属する産業分野別や職責別のデータも示している。

産業分野別で言えば、百十五名のうちエ
ネルギーが二十四名（二一〇・九%）、機
械製造が十四名（一一・一%）、建設投
資十三名（一一・三%）、電信十一名
(九・六%)、交通運輸六名（五・二%）、

も、各地で調査活動に従事している中央や地方の紀律検査委員会が、中央巡視工領導小組（王岐山組長）の指導の下、「巡視組」を派遣・調査する対象となる国有企業の優先順位決定に当たって考慮している拠り所は、基本的には、上記の中央紀律検査委員会第五次全体会議にお

的なのではない。国有企业に対する反腐败の推進しようという中央（党・政府）の考えは全く明白である（反腐非最終目的、中央以国企反腐推動国企改革的思路正清晰顯現）」と述べている。そして「反腐败と国有企业改革の表裏一体の関係に着目して、「二〇一五年は、国有企业に対する反腐败キャンペーンを進める一年であ

中国の経済体制改革と反腐敗—特に国有企業改革を中心とした両者の関係性の考察—

特集【中国における「反腐敗」の政治経済学】

り、かつ国有企业改革を深化させる一年でもある」と総括している。そして実際、後述するように二〇一五年は国有企业改革にとって大きな一年になりそうな様相を呈している。

一、「歴史の教訓」

—特に経済運営と王朝の命運の関係

国有企业改革の詳細な考察の前に、經濟運営と反腐敗の関係性について中国史の観点から若干の考察を試みたい。

現在の中国の政治体制が民主制でなく事実上共産党独裁体制である以上、党指導部が自らの統治が中国国民にとって歓迎あるいは受容されているかを確認する政治制度を持たない。無論、後述するよう、中国共産党体制は、中国史上初めて社会の基層まで権力を直接及ぼした政権であるため、中国社会各層からのフィードバックを得る実質的な手段は多く持ち合わせている。

また昨今は膨大なリソースを割いてネット世論のチェックも怠らない。しかしながら、民主政体とは異なり、自らの統治の正当性について常に脆弱性を抱えていことから、統治の持続性を確保するた

めの手がかりとして、勢い過去のフォー・ミューラを参考する動機が民主政体よりもくなるのは道理である。「歴史に学ぶ」という姿勢が濃厚な中国共産党の姿勢はここに由来する。勿論、中国共産党は独自のイデオロギーを有する体制（それでも文革やソ連崩壊を経てイデオロギーのフィルターは相当希薄になってきたが）であるため、客観的な歴史観察というのは困難であろうが、それでも、自らの王朝倒壊に繋がりかねない芽を摘むために歴史の教訓を重視する姿勢は注目に値する。特に、反腐敗のような直接王朝の命運に関係する問題を見る場合は一層その傾向が濃厚であろう。

唐末から宋代にかけての移行期を、中國史上、前近代最大の社会変革期として位置づけるのは東洋史学界の定説である⁽¹⁾。唐末からすでにその萌芽のあつた経済の発展、宋代になって本格化した交換経済の活発化や貨幣経済の発達といった社会紀律検査委員会を中心として、中国共産党が反腐敗との関係で歴史の教訓を強調していることから伺われる。反腐敗の中人物である王岐山氏は、トクヴィルの『旧体制と大革命』を推薦し全党員に読書を促した⁽²⁾。また同委員会は、毎月推薦図書を提示するが、二〇一五年冒頭の推薦図書は、デュラント夫妻による『歴史の教訓』(The Lessons of History, by Will and Ariel Durant) という書籍であつた⁽³⁾。筆者は歴史の専門家ではないが、今回の反腐敗キャンペーンの本質を捉えるに当たって、歴史的視座は不可欠であると考え、以下に若干の立論を展開する。

中国的統治においては、経済運営が最も重要な要素である。長期間にわたる中國史で、王朝倒壊は、勿論单一の原因によるということはありえないが、それでも経済運営の失敗が殆ど例外なく致命傷であったことは疑いない。

唐末から宋代にかけての移行期を、中國史上、前近代最大の社会変革期として位置づけるのは東洋史学界の定説である⁽⁴⁾。唐末からすでにその萌芽のあつた経済の発展、宋代になって本格化した交換経済の活発化や貨幣経済の発達といった社会経済史的側面における現象に着目すると、中国の国家統治における経済運営的重要性は、少なくとも唐末から連續と觀察することが出来るよう思う。唐末では、安史の乱以降、唐王朝は、いわゆる「武力国家から財政国家に変貌」し、塩専売（と消費税）、租庸調を放棄して採用した兩税法、その他酒税、茶税等各種税を駆除したことから、統治の持続性を確保するた

使して財政を安定化させ、内憂外患を処理した。唐朝が、安史の乱以降も約百五十年延命したのは、巧みに「財政国家」化したからであるとされる。一方で、唐朝に致命的打撃を与えた黄巢の乱は、知識層（科挙不合格者）である塩密売人黄巢が、塩専売の管理厳格化を契機に、千越洪水で流民化した農民と合流して反乱集団化して惹起されたものであった。即ち、唐朝は財政国家化して自らの窮地を救おうとしたが、具体的な处方箋が、（パイを増やす）経済運営を伴わない單なる増税「収奪」であったため、その増税が農民やその他の不満分子の流民化・流賊化の契機となつて、最終的に自らの崩壊を招いた。

宋代以降の中国王朝は、おしなべて

「財政国家」としての道を辿る。主として周辺諸国からの脅威に起因する軍事費増等が国家財政を圧迫、これを立て直すために財政改革を行う、というのが大多數の中国王朝の改革の展開であった。そして、政治的特権を駆使して土地の兼併を進める官僚地主層の既得権益に切り込むも失敗、結局、農民に負担が負わされ、農民の流民化更には他の不満分子との合

流を通じて流賊化を惹起し、王朝に混乱を招き最終的には滅亡に至る。無論、実際のメカニズムはより複雑である。清水泰次¹³や石田興平¹⁴によると、農民流亡は貨幣經濟が本格化した明代において特に顕著となり、中国社会の慢性的な現象となつた。農耕地拡張の行き詰まりと人口の加速度的増加、農業生産力の相対的低下、この上に加わる專制國家の苛税の重圧、これを倍加する官僚の中飽、官僚と抱合する商業資本による市場的搾取及び高利貸的收取、地主・富農による負担の加重的転嫁、かくして弱小農家の借財・未納税の累積、こうした一連の相互に内的な連関をもつ社会的歴史的重圧の下に、その必然的結果として農民流亡が発生した。

このようなメカニズムを考慮すると、経済改革は単なる財政健全化策では不十分であることが分かる。その意味で、北宋の王安石が「賦を加えずして國用足る」と唱えて推進した新法は、単なる「財政国家」を超えて、農田水利法、青苗法、均輸法、市易法等、積極的・能動的に農業及び商業に介入して「パイを増やす」富国強兵策であり、中国史上でも極めて岡本隆司氏が主張するように、中国の社会構造は、長年にわたり庶民と皇帝の間に幾層にもわたる中間団体が存在している。¹⁵したがって、王朝の崩壊の過程でも流民化・流賊化した農民や不満分子の直接の攻撃対象が最初から皇帝であるわけではなく、農民の流民化から王朝の倒壊までは複雑な経過を辿つたであろう。これに対しても、中国共産党政権は、中国社会の基層まで権力を浸透させた中国史上初の政権であるから、政権自らの基層に対する制御力を擁する一方で、庶民の直接の憎悪の対象にもなりやすい、という問題もある。庶民の不満の直接の対象が共産党政権となるという意味で、これまでの王朝に比べて脆弱な側面も孕む。であるが故に一層歴史に学び、経済政策の運営に意を用いることになる。

中国の経済体制改革と反腐敗—特に国有企業改革を中心とした両者の関係性の考察—

先進的な改革であつた。しかしながら新法は、政治的には旧法党の強い抵抗に遭い最終的には失敗に終わった。

岡本隆司氏が主張するように、中国の社会構造は、長年にわたり庶民と皇帝の間に幾層にもわたる中間団体が存在している。¹⁵したがって、王朝の崩壊の過程でも流民化・流賊化した農民や不満分子の直接の攻撃対象が最初から皇帝であるわけではなく、農民の流民化から王朝の倒壊までは複雑な経過を辿つたであろう。これに対しても、中国共産党政権は、中国社会の基層まで権力を浸透させた中国史上初の政権であるから、政権自らの基層に対する制御力を擁する一方で、庶民の直接の憎悪の対象にもなりやすい、という問題もある。庶民の不満の直接の対象が共産党政権となるという意味で、これまでの王朝に比べて脆弱な側面も孕む。であるが故に一層歴史に学び、経済政策の運営に意を用いることになる。

ところで、改革と反腐敗の関係を歴史的観点から評価した記事として非常に興味深いものを最近見つけたので紹介する。四月二十七日に「共識網」という言論人のプラットフォームに書き込まれた記事

特集 中國における「反腐敗」の政治経済学

であるが、この記事は、中国政府の公式ホームページ（中国政府門戸網站）やその他新華社や『人民日報』等の官製メディアにも転載された⁽¹⁾。李克強総理が四月二十四日に福建省福州を訪れ清末から中華民国期にかけて活躍した啓蒙思想家である嚴復の旧居を訪れたことに関連する記事であるが、同記事の筆者は祝振強というブロガーで、ネット上で多くの読者を擁する在野の評論家である。祝氏は本記事で「李克強総理の嚴復旧居訪問の意図は明らかにされていないが、自分が忖度するに、対外的に以下の三つのメッセージを出す意図がある。一つ目は、民衆の啓蒙を進め、開放の偉業を成し遂げるべきこと、二つ目は、中国は全世界に心を開き、中国が世界の重要な一部分となるべきこと」と述べた上で、三つ目のメッセージとして次のように記している。

「中国の反腐敗の目的が、開放そして中國を現代文明国家にするためのものであること。（中略）中国史上、商鞅の変法、秦の始皇帝の改革、永貞の革新、慶歴の新政、王安石の変法、張居正の改革、近代の戊戌変法等、大小の改革の取り組みがあつたが全て失敗に終わった。いずれ、

も唯の改革に留まり、反腐敗を伴つていなかつたからである（就在于、這些變革皆只變革、不反腐敗）」。

三、国有企业改革の現状

—特に三中全会以降現在に至るまで

反腐敗キャンペーンが衆目を集めることで、中国共産党・政府は、二〇一三年十一月の三中全会決定に書かれた経済改革メニューも同時に実施に移している。経済改革の最大の障害は、国進民退といわれる国有企业の存在であり、それに絡む利権構造である。反腐敗キャンペーンは、この利権構造の打破を目的としたものであることは既述の通りである。しかし、腐敗の温床が国有企业の体質にある以上、腐敗の根治法は国有企业改革にこそある。国有企业改革については、昨年七月十五日に国有資産監督管理委員会（国资委）が、大型中央国有企业六社（国家開発投資公司、中国建築材料集團公司、新興國際華集團有限公司、中国節能環保集團有限公司）を、国有資本投資会社への改組、混合所有制経済の発展、董事会による高級管理人員の選任、業績考課、報酬管理

の職權行使、規律検査チームの国有企业への常駐——の四項目を内容とする国有企业改革の試行企業に選定したと発表した⁽²⁾。

ただし、各種報道を見る限りでは、三中全会後の国有企业改革の過程は、必ずしも順調な経過を辿つてきているわけではないことが伺われる。三中全会後に比較的速やかに国有企业改革に関する総合的な方案が出されることが期待されたが、実際にはそのような期待は裏切られ、国资委から上記の「四項改革」が出されたに留まつた。報道によると、国有企业改革は、イシューが多岐にわたつていていたため、国资委がリード役になつている論点は限られており、その他の論点は他の部局、例えば財務部、国家発展改革委員会、共産党中央組織部といった部局がリード役になつてゐる。また、国有企业改革についてより詳細な方案を出すに当たつては、各種制度改革の実態に関するデータを個別企業から入手しなければならないが、国有企业が必ずしも協力的ではない模様である。また、中央の国有企业の全てが国资委の傘下にあるわけではないという事情もある。実際、上記「四項改革」

の対象となつた六企業も、すでに改革が長年にわたつて進捗していた「優等生」企業であつたにもかかわらず、今次改革のテストケースに挙げられることには積極的ではなかつた模様である。

昨年末、国资委經濟研究中心の彭建国副主任は、報道機関のインタビューに応じて、国有企业改革に関する総合的な指導意見の発出が遅れていることに関して、現在の問題は国有企业改革を巡る思想統一に関する問題であると述べた上で、次のように発言している。⁽²⁰⁾「以前の国有企业改革は優秀な企業から先行して民間資本に開放するという考え方（親女先嫁）であった。これは確かに実施が容易であるが、今回の改革はそのような考え方を取りるべきではない。国有企业はより大きくより強くするべきである。経営内容や潜在力が優れた国有企业を何故必ず混合所有制にしなければならないのか。混合所有制が自己目的化してはならない（不能為混而混）。もう一つの問題は、競争のある領域から国有企业は退出しなければならないのかどうかという問題である。（中略）仮に国有企业が競争のある領域から退出すべきとなれば、公有経済制の

主体的地位や国有経済の主導的役割は維持することが出来なくなるだろう。」

国有企业改革は、ようやく二〇一四年末になって新たな動きを見せた。報道によれば、昨年十一月に国务院レベルの「国有资产深化改革小組」が組織された。すなわち、これまで国资委に委ねていた国有企业改革プロセスを一段格上げし、国务院自らが対応することになり、同小組には、従来の国资委内部の小組の組長であった張毅国资委主任より格上の馬凱副総理が率いることになった。

本年四月三十日に中国共产党政治局は「当面の経済情勢及び経済政策に関する分析研究に関する会議」を開催し、国有企业改革の方向性、法に従つて民営企業の知的財産権を保護する方針、対外開放や外資利用の政策については、変更なしを確認した⁽²¹⁾。

その後、五月八日に国务院が、国家發展改革委員会が作成した「二〇一五年経済体制改革深化の重點工作に関する意見書」を承認した。本意見書の内容は、国有企业改革のみならず経済体制改革全般に関するものであるが、国有企业改革に関する章も設けられており、その位置

づけや内容から、国有企业改革を巡る中央の現在の温度を計ることが出来る。有識者の間では、本意見書における国有企业改革に関する書きぶりは極めて前向きなものであると評価が高い⁽²²⁾。具体的には、

まず国有企业改革に関する文書は「1+n」という形式で発出されることは以前から言っていたが、今回初めて「1+15」という形式であることが本意見書からおむね明らかになった。「1」としての「国有资产深化改革指導意見」という中核文書に加えて、「15」とされる付隨文書として、「混合所有制」「組織調整及び再編」「国有资产運営会社」「中央企業分類審査」「業績評価・給与」「国有资产流失監督防止」「国有资产投資プロジェクトへの非国有资产の導入」等々のイシューに関する文書がそれぞれ作成されつつある模様である。また昨年の「経済体制改革深化の重点工作に関する意見書」と比べると、本年の意見書は、国有企业改革の位置づけも分量も遙かに昨年を上回るものになつていることも指摘されている⁽²³⁾。

一方で、筆者の印象では必ずしも明るい材料ばかりではないという気もしておる懸念している。例えば、昨年の意見書

特集　中国における「反腐敗」の政治経済学

には「混合所有制の発展を加速する。

(中略) 自然独占業種の競争性業務を含む全ての競争性領域を開放し、民間資本に対して存分に力を發揮できる舞台を提供する」という具合に、混合所有制や民間資本に対して積極的なトーンが目立つたが、今回の意見書では、国有企业改革の章の冒頭で、「少しもぶれることなく、公有制経済を強固に発展させ、国有企业の核心的競争力及び国有資本の効率向上させる」という表現が置かれる等、やや保守化した感がある。

推察するに、国有企业改革を巡っては厳しい路線対立が展開されている可能性が高い。国有企业改革の議論を個別企業の「分類」問題というフレームワークに落とし込もうとしている現状がそれを伺わせる。いずれにせよ、今後争点は個別国有企业の分類に移り、国有企业を「公共政策性企業」(自然独占業種や教育、医療衛生等公益目的の業種)「特定効能性企業」(国家安全、基盤産業、新技術産業)、「一般商業性企業」の三つに分類する作業が進んでいく見込みである。前二者は国家戦略、後二者は市場原理と國家戦略を両輪としながら、合併・吸収を

積極的に推進しつつ効率化を図り、過剰設備対応や国際競争力強化を図っていくことが国有企業改革の最終目的となつた。

(中糧集團・華孚集團(食糧)、中国南車・北車(鉄道)、国家電網・南方電網(電力)やその他原子力発電、石油化学、電気通信等の分野で大規模な合併がすでに承認されているかあるいは検討されている模様である。) すなわち、三中全会で語られた国有企业改革の動力としての「市場原理」の位置づけが、その後の議論で徐々に相対化されてきていることが伺われる。また、国内市場の創出する総需要が当面の生産や雇用を吸収する見込みが立たず、「新常态」の旗印だけでは納得せず、これらを吸収するために外国市場の開拓とそのための国際競争力強化(「一带一路」といったインフラ連結性プロジェクトと有機的に連携して)により高い優先順位が与えられるべきである。

と、いう党内世論が勢力を得てきた可能性がある。「一般商業性」に分類された国有企业に関しては、CITICに伊藤忠が資本参加したのと同様に外資が資本参加する機会も出てくる可能性が高いが、それ以外に分類された企業を巡っては、

中国政府が「上からの指導」の下、合併や統合等の再編を通じて国際競争力を強化し、国際市場への競争に本格的に乗り出していく可能性が高い。^(註) なお、その観点から、中国指導部としては、わが国を含む諸外国との外交関係の改善に取り組み、中国資本の対外進出に対する警戒心を取り除く努力を本格化させる動機も一層強くなるという側面もあると思われる。

四、終わりに

国有企业改革が進めば腐敗の温床はなくなる。従つて、国有企业改革は反腐敗の手段となつていて。また、反腐敗キャンペーンが進めば、国有企业改革に対する抵抗勢力の力が弱まる。反腐敗キャンペーンは国有企业改革の手段となつている。両者がスパイクを描きながら推進され、その先には、中国統治システムの変革、という方向性が実現され、持続的な経済発展を遂げる、というシナリオが念頭に置かれている。もっとも、国有企业のガバナンス向上も統治システムの変革も、短期間で実現することは凡そ考えられないため、引き続き必要に応じて反

家戦略を両輪としながら、合併・吸収を

—それ以外に分類された企業を巡っては、—

られないため、引き続き必要に応じて反

腐敗を発動しながら上記のシナリオの実現に向けて努力を継続していくであろう。

●注

- 1 田村暁彦「党大会後の経済改革の行方」『日中経済協会ジャーナル』二〇一二年十二月号、二十九一三十頁。
- 2 吳敬璉「なぜ中国で腐敗が蔓延するのか」『吳敬璉、中国経済改革への道』NTT出版、二〇一五年、百十三—百二十七頁。
- 3 田村暁彦「改革に邁進する習・李指導部」『日中経済協会ジャーナル』二〇一三年十月号、二十頁。
- 4 「習近平在十八屆中央紀委五次全会上發表重要講話」人民網、二〇一五年一月十四日。
- 5 「国资委召開中央企業反腐倡廉建設工作會議」紀委監察局、二〇一五年一月十九日。
- 6 今年中央首輪巡視二六家央企 每輪一個組巡視兩家」新華網（来源：北京晨報）、二〇一五年二月十二日。
- 7 「国企反腐、衆多案例表明：有油水的地方最滑」中國紀檢監察報、二〇一五年五月十八日。
- 8 「国企改革・反腐与改革双箭齐发」東方財富網（来源：商周刊）、二〇一五年三月十七日。
- 9 「王岐山・希望大家看一下《旧制度与大革命》」鳳凰網（来源：南方人物周刊）、二〇一二年十二月十日。
- 10 「中紀委二〇一五年推荐第一書『歴史的教訓』為反腐提供啓示」新華網、二〇一五年一月十七日。
- 11 樋本隆司『近代中国史』ちくま新書、二〇一三年、百十八頁。
- 12 宮崎市定『大唐帝国』中公文庫、一九八八年、

三百八十五—三百九十一頁。

清水泰次「明代の流民と流賊」（下）史学雑誌第四十六編三号。

石田興平「中国における貨幣經濟の発達と農民の流亡」彦根論叢第四十四号、一九五八年、十七一十八頁。

岡本隆司『近代中国史』（前掲書）例えば九十頁。

同右、二百六十五頁。

14 13 「李克強總理贊嘗嚴復伝递三大迅息」中央政府門戶網站（来源：共識網）、二〇一五年四月二十七日。

15 14 「国资委專家談國企改革」上半年出台1+10方案」二十一世紀經濟報道、二〇一五年一月一日。

16 15 「国企改革領導小組馬凱挂帥 方案最快明年上半年出台」東方財富網（来源：證券時報網）、二〇一四年十一月六日。

17 16 「国企改革各部委意見不一 国资委無最終決定權」財經網、二〇一四年八月二十七日。

18 17 「国资委專家談國企改革」上半年出台1+10方案」二十一世紀經濟報道、二〇一五年一月一日。

19 18 「国企改革領導小組馬凱挂帥 方案最快明年上半年出台」東方財富網（来源：證券時報網）、二〇一四年十一月六日。

20 19 「政治局會議：国企改革方向沒有變」東方財富網（来源：新華網）、二〇一五年四月三十日。

21 20 「国企改革在總結經驗和教訓中再啟程」中國日報網、二〇一五年五月二十六日。

22 21 「国企改革提出“1+15”体系並購潮或重視」中證網（来源：中國產經新聞報）、二〇一五年五月二十六日。

23 22 「国企改革在總結經驗和教訓中再啟程」中國日報網、二〇一五年五月二十六日。

24 23 「国企改革提出“1+15”体系並購潮或重視」中證網（来源：中國產經新聞報）、二〇一五年五月二十六日。

25 24 「国企改革提出“1+15”体系並購潮或重視」中證網（来源：中國產經新聞報）、二〇一五年五月二十六日。

26 25 「国企改革提出“1+15”体系並購潮或重視」中證網（来源：中國產經新聞報）、二〇一五年五月二十六日。

27 26 「国企改革提出“1+15”体系並購潮或重視」中證網（来源：中國產經新聞報）、二〇一五年五月二十六日。

霞山会 ホームページのご案内

<http://www.kazankai.org/>

リニューアルした霞山会ホームページでは、霞山会事業の最新情報を伝えすると共に、弊会出版物である『東亜』のバックナンバーをご覧いただけるなど、情報コンテンツをさらに充実させました。また、広く読者のみなさまからのご意見、ご要望も受け付けております。ご質問やご感想などお気軽にご意見をお寄せください。

★最新情報（What's New !）

霞山会の最新情報を掲載。各種行事のご紹介。

★霞山会のご案内

霞山会の事業全体をわかりやすく提示。

★文化交流事業

給費派遣留学生事業、給費招請研究者事業のご案内。

★東亜学院

日中両国の各界即戦力を養成して高評の語学学校。

★調査出版事業

出版物のご案内。月刊誌のバックナンバーの注文もお受けいたします。

中国の経済体制改革と反腐敗—特に国有企業改革を中心とした両者の関係性の考察—

東 亞 East Asia

No.577
7 2015
July
月号



特集—中国における「反腐敗」の政治経済学

中国軍内の汚職腐敗の実態と反腐敗対策………茅原 郁生
中国の経済体制改革と反腐敗—特に国有企業改革を中心とした両者の関係性の考察—…田村 晓彦

ON THE RECORD

中国の反腐敗闘争の背景にあるもの ………………金子 秀敏

ASIA STREAM

中国の動向 濱本 良一 台湾の動向 門間 理良 朝鮮半島の動向 鴨下ひろみ